

しょうがいしゃさべつ 障害者差別のないまち

だれ 誰もが暮らしやすい まち

みんなで
とりくむ

しょうがいしゃさべつ
障害者差別
かいしょうほう
解消法

みんなで考えてつくろう
差別のない「共生社会」

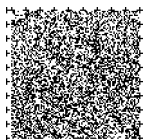


わたしたちの住むまちには、さまざまな人がいます。誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障害のある人には、社会参加をさまたげる障壁や差別があるのです。

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」を実現するためには、そんな障壁を取り除き、障害を理由とした差別をなくすことが欠かせません。そのために望まれる配慮は、すでにいろいろとところで実践されていますが、よりいっそう広め、障害への理解を深めていくことが大切です。

障害者差別のないまちは、誰もが暮らしやすいまちなのです。

これは、目の不自由な方のための
音声コードです。



相模原市

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

って、どんな法律なの？

しょうがいりゆうさべつしょうほう 「障害を理由とする差別」をなくすための法律です

しょうがいしゃさべつかいしょうほう くに し く ちょうそん ぎょうせい き かん かいしゃ
障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社や
みせ ぶんかん じぎょうしゃ しょうがい ひと たい しょうがい りゆう
お店などの民間事業者の、障害がある人に対する「障害を理由とす
る差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。障害のある
なしにかかわらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し合いながら
きょうせい しょうがい もくてき
共生できる社会をつくることを目的としています。



しょうりつ この法律で 対象となる 「障害のある人」とは？

しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい ほつたつしょうがい
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害
を含む）、そのほか心身の機能の障害がある人
しょうがい しょうがい しょうがい
で、障害や社会的な障壁によって日常生活や
しょうがいせいかつ こなん ひと しょうがいしゃ
社会生活が困難になっている人です。障害者
てちょう ひと ふく
手帳をもっていない人も含まれます。

しょうりつ この法律で 対象となる 「民間事業者」とは？

もくてき えいり ひえいり こじん ほうじん べつ と
目的の営利・非営利、個人・法人の別を問い
ます。一般的な企業やお店だけでなく、たと
えば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、
ひえいり じぎょう おこな しょうがいふくし ほうじん とくいてい ひえいり
非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利
かつどうほうじん たいしょう
活動法人も対象となります。

しょうがい ひと ふとう さべつ てき 障害のある人への「不当な差別的とりあつかい」と 「合理的配慮の不提供」が禁止されます！

ふとう さべつてき 不当な差別的とりあつかい

せいとう りゆう しょうがい りゆう
正当な理由がないのに、障害を理由としてサー
ビスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、
しょうがい ひと しょうがい
障害のない人にはつけないような条件をつけたり
することです。



ごうりてきはいりよ ふていきょう 合理的配慮の不提供

しょうがい ひと なん はいりよ もと いし
障害のある人から何らかの配慮を求める意思の
ひょうめい
表明があったにもかかわらず、負担になりすぎな
い範囲で、「社会的障壁」(P3 参照)を取り除く
はいりよ
配慮をしないことです。



しょうがい ほんにん はいりよ もと いし ひょうめい こなん ぼあい かぞく かいじょしゃ しえんしゃ
●障害により本人が配慮を求める意思を表明することが困難な場合には、その家族、介助者、支援者
いし ひょうめい
などが意思の表明をすることもできます。

ごうりてき はいりよ なに 「合理的配慮」って、何？

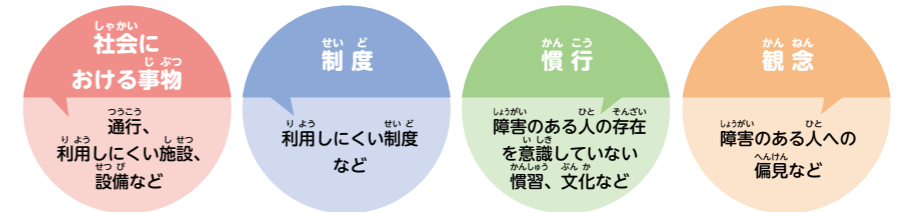
しょうがいしゃ いし ひょうめい さい ふたん
障害者から意思の表明があった際に、負担になり
すぎない範囲で「社会的障壁」を取り除くことです。
ごうりてきはいりよ ひとり おう たいおう
合理的配慮は、一人ひとりのニーズに応じた対応
ひつよう くふう けつ か てき しょうがいしゃ しょうい
が必要で、工夫することで、結果的に障害者、周囲
ひとひととそうほう ふたんけいげん
の人々双方の負担軽減になります。

ごうりてきはいりよ ぐたいれい ■合理的配慮の具体例

みせ お店で しかくしょうがい 視覚障害のある人に、 レストランのメニュー に書かれている内容な どを店員が読み上げな がら説明する。	でいぐち 出入り口で くるま りゆう 車いすを利用している 人などのために、出入 り口にスロープを設置 するなどして出入り口 の段差をなくす。
--	--

ごうりてき はいりよ ひつよう しょうかい てき しょうへき 合理的な配慮が必要な「社会的障壁」って、具体的にどんなこと？

しんしん しょうがい しょうがい ひと にちじょうせいかつ しょうかいせいかつ おく しょうへき
心身の障害によるものだけでなく、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁とな
るさまざまなもので、次のような**事物**、**制度**、**慣行**、**観念**などがあげられます。特に女性やこどもの場合は、
その特性に応じた配慮も必要です。



しょうかい てき しょうへき 社会的障壁 ぐたいれい の具体例	どうろ だんさ 道路の段差 3センチ程度の段差でも車 いすは進めなくなります。	しょ じ 書類 難しい漢字ばかりでは、 理解しづらい人もいます。	ホームページ すべて画像だと読み上げ ソフトが機能しません。
--	--	---	--------------------------------------

この法律で守らなければならないことのポイント

	ふとう さべつてき 不当な差別的とりあつかい	ごうりてきはいりよ たいきょう 合理的配慮の提供
くに ぎょうせい き かん 国の行政機関・ ち ほう こうきょうだん たい 地方公共団体など	きん し 不当な差別的とりあつかいが禁止さ れます。	ほうてきぎむ 法的義務 障害者に対して合理的配慮を行わ なければなりません。
みんかん じぎょうしゃ 民間事業者など みんかん じぎょうしゃ 民間事業者には、個人事業者や NPO ひえいり じぎょうしゃ ふく など非営利事業者も含まれます。	きん し 不当な差別的とりあつかいが禁止さ れます。	どりよくぎむ 努力義務 障害者に対して合理的配慮を行うよ う努めなければなりません。

●合理的配慮は、行政活動のほか、教育、医療、公共交通など幅広い分野が対象となり、さまざ
まな配慮が求められます。そこで、行政機関などは率先して取り組むように法的義務とし、民
間事業者などは努力義務として、各分野の対応方針による自主的な取り組みが促されています。

こんなことって ありませんか？

例① お店で

レストランなどの飲食店に入ろうと
している障害のある人を、車いすを利
用しているということを理由に断った。



例⑤ 集会で

聴覚障害があることを伝えていたが、
主催者は必要な情報提供を音声でしか
行わなかった。



例④ 街の中で

障害のある人が
目的地に行くのに
道順をたずねたが、
早くで聞きとれな
かった。



例② 入会手続きで

スポーツクラブやカルチャーセンター
などに入会しようとする人が、障害があ
ることを伝えると、そのことを理由に
断った。



例③ 賃貸契約で

アパートやマン
ションを借りよう
とする人が、障害
があることを伝え
ると、そのことを
理由に部屋を貸さ
なかった。



例⑥ 会議で

会議に参加した障害のある人
が、内容を理解するためのサ
ポートが必要だと申し出たが、
何の対応もしなかった。



みなさんも 注意しましょう！

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者など
を対象とした法律で、一般の人の個人的な関係など
で法律に違反しても罰せられることはありませんが、
すべての人が障害への理解を深めるこ
とは大切なことです。

① こんなことは やめましょう

× 電車やバスなどの優先席や優先ス
ペースの近くに障害のある人がい
ても席をゆずらない。



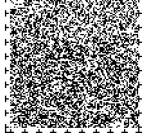
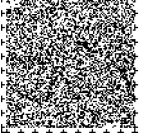
② こんなことは やめましょう

× 施設などの出入り口に近く、ス
ペースも広くとってある障害者
等専用駐車場に駐車する。



③ こんなことは やめましょう

× 飲食店などの中に身体障害者補
助犬（盲導犬など）がいると、
店員にクレームをつける。



こんな配慮を お願いします

例① お店で

視覚障害のある人に、レストランのメニューに書かれている内容などを店員が読み上げながら説明する。



例④ 仕事場で

精神障害のある人から申し出があったときは、しっかりと休養を取れるような配置を行う。また、一度に多くの情報が入ると混乱することがあるので、伝える情報は紙に書くなどして整理してゆっくり具体的に伝えることを心掛ける。



例⑤ 空港で

車いすを利用している人など歩行が困難な人の場合は、ほかの乗客よりも優先的に搭乗の案内をする。



例② 受付で

聴覚障害のある人に、ホテルや娯楽施設などの受付で、筆談や手話など音声とは違う方法でコミュニケーションをとる。また、マスクをしている場合には外す。



例③ 出入り口で

車いすを利用している人などのために、出入り口にスロープを設置するなど出入り口の段差をなくす工夫をする。



例⑥ 役所で

知的障害のある人から申し出があったときなどは、特にゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。



みなさんも協力しましょう！

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者などを対象とした法律で、一般の人の個人的な関係などで課せられる義務ではありませんが、豊かな共生社会を実現するために、みんなで助け合うことは大切なことです。

こんなことで協力しましょう ①

電車やバスなどの優先席や優先スペースの近くでは、携帯電話の電源を切るなどのルールを守る。



こんなことで協力しましょう ②

車いすを利用している人の手の届かない陳列棚の商品などを代わりにとって手渡す。



こんなことで協力しましょう ③

障害のある人に対する優遇措置（そうした措置で事実上の平等になる）に不平等感を抱かない。



「相模原市障害者差別解消支援地域協議会」のネットワークで解決

障害者差別の解消を効果的に進めるために、「相模原市障害者差別解消支援地域協議会」を組織しています。この協議会によって関係機関などのネットワークができて、地域ぐるみで差別の解消に向けた主体的な取り組みをすることができます。

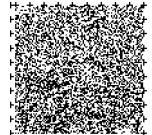


相談窓口

市の事務事業における又は市職員による障害を理由とする差別については、各担当部署にご相談ください。また、民間事業者による差別については、基本的には当該事業者において対応することとなります。そのため、民間事業者が設置する既存の苦情解決体制や相談窓口を活用する等、当事者間での話し合いが重要になります。次の窓口においても、障害を理由とする差別に関するご相談を受け付けています。

地区	担当課	電話	ファクス
緑区	みどりしょうがいふくし ぞうだん か 緑障害福祉相談課	しんたい ちてきふくしほん (身体・知的福祉班) 042-775-8810 せいしん ほけんふくしほん (精神保健福祉班) 042-775-8811	042-775-1750
	しろやま ほけんふくし か 城山保健福祉課	042-783-8136	042-783-1720
	つくい ほけんふくし か 津久井保健福祉課	042-780-1412	042-784-1222
	さがみこ ほけんふくし か 相模湖保健福祉課	042-684-3216	042-684-3618
	ふじの ほけんふくし か 藤野保健福祉課	042-687-5511	042-687-5688
中央区	ちゅうおうしょうがいふくし ぞうだん か 中央障害福祉相談課	しんたい ちてきふくしほん (身体・知的福祉班) 042-769-9266 せいしん ほけんふくしほん (精神保健福祉班) 042-769-9806	042-755-4888
南区	みなみしょうがいふくし ぞうだん か 南障害福祉相談課	しんたい ちてきふくしほん (身体・知的福祉班) 042-701-7722 せいしん ほけんふくしほん (精神保健福祉班) 042-701-7715	042-701-7705
基幹相談支援センター、緑障害者相談支援キーステーション、南障害者相談支援キーステーション、障害福祉相談員、相談支援事業所など			

お問い合わせ先



障害政策課	電話 042-707-7055	ファクス 042-759-4395
-------	-----------------	-------------------

UD FONT ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。